

令和7年度事業計画

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第1 奨学金等給与事業（68,262千円）

1 学用品費（月額）の給与

(1) 幼稚園等に在園等する小学校入学前3年間の奨学生

総 数	継 続	(月額 10,000円)	6人
	新 規		6人
	計		12人
給 与 期 間			12月

(2) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部に在学する奨学生

総 数	継 続	(月額 11,000円)	58人
	新 規		11人
	計		69人
給 与 期 間			12月

(3) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に在学する奨学生

総 数	継 続	(月額 13,000円)	46人
	新 規		5人
	計		51人
給 与 期 間			12月

2 奨学金（月額）の給与

(1) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校3年以下の学年又は専修学校高等課程に在学する奨学生及び特別支援学校高等部に在学する奨学生

総 数	継 続		61人
	新 規		4人
	計		65人
一般及び 負担が特 に重い の 別	一 般	(月額 19,000円)	39人
	負 担 が 特 に 重 い	(月額 25,000円)	26人
	計		65人
給 与 期 間			12月

(2) 大学（短期大学の認定専攻科を含む。）、大学院、高等学校（特別支援学校を含む。）の専攻科、高等専門学校4年以上の学年及び認定専攻科又は専修学校の専門課程及び認定専攻科に在学する奨学生

総 数	継 続		55人
	新 規		2人
	計		57人
国・公立 私立別	国・公立	(月額 32,000円)	9人
	私 立	(月額 37,000円)	48人
	計		57人
給 与 期 間			12月

(3) 外国の大学又は大学院に在学する奨学生

総 数	継 続		1人
	新 規		0人
	計		1人
地域別	指定都市	(月額 100,000円)	0人
	甲地方	(月額 60,000円)	1人
	乙地方	(月額 50,000円)	0人
	丙地方	(月額 40,000円)	0人
	計		1人
給 与 期 間			12月

総括表

区 分	園児等	小学生	中学生	高校生	大学生等	海外留学生	計
継 続	6	58	46	61	55	1	227人
新 規	6	11	5	4	2	0	28人
(国・公立等)				(39)	(9)		(48人)
(私立等)				(26)	(48)		(74人)
計	12	69	51	65	57	1	255人

前年度対比

区 分	園児等	小学生	中学生	高校生	大学生等	海外留学生	計
7年度	12	69	51	65	57	1	255人
6年度	12	66	50	54	63	1	246人
増減	0	3	1	11	△6	0	9人

3 入学等準備一時金の給与

(1) 幼稚園等に入園等又は在園等する3歳以上の奨学生

総 数	継 続	0 人
	新 規	3 人
	計	3 人
一時金（1人当たり）		50,000 円

(2) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部に入学した奨学生

総 数	継 続	7 人
	新 規	2 人
	計	9 人
一時金（1人当たり）		80,000 円

(3) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に入学した奨学生

総 数	継 続	17 人
	新 規	3 人
	計	20 人
一時金（1人当たり）		50,000 円

(4) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校又は専修学校高等課程及び特別支援学校高等部に入学した奨学生

総 数	継 続	24 人
	新 規	1 人
	計	25 人
一時金（1人当たり）		50,000 円

(5) 大学（短期大学の認定専攻科へ進学した者を除く。）、大学院、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の専門課程に入学した奨学生

総 数	継 続	18 人
	新 規	1 人
	計	19 人
一時金（1人当たり）		200,000 円

(6) 外国の大学又は大学院に入学した奨学生

総 数	継 続	1 人
	新 規	0 人
	計	1 人
一時金（1人当たり）		300,000 円

総括表

区 分	園児等	小学生	中学生	高校生	大学生等	海外留学生	計
継 続	0	7	17	24	18	1	67 人
新 規	3	2	3	1	1	0	10 人
計	3	9	20	25	19	1	77 人

前年度対比

区 分	園児等	小学生	中学生	高校生	大学生等	海外留学生	計
7 年 度	3	9	20	25	19	1	77 人
6 年 度	3	12	12	14	16	0	57 人
増減	0	△ 3	8	11	3	1	20 人

4 修学継続支援一時金の給与

災害並びに放火又はもらい火による火災等により被災した奨学生

一か月以上の治療を要する重傷を負った奨学生	一人につき	100,000 円	1 人
居住する家屋が全壊又は全焼した奨学生	一人につき	100,000 円	1 人
居住する家屋が大・中規模半壊又は半焼した奨学生	一人につき	50,000 円	1 人
居住する家屋が半壊又は部分焼した奨学生	一人につき	30,000 円	1 人

前年度対比

区 分	重 傷	全 壊 等	大規模半壊等	半 壊 等	計
7 年 度	1	1	1	1	4 人
6 年 度	1	3	1	1	6 人
増減	0	△ 2	0	0	△ 2 人

第2 生活指導相談事業（ 4,424 千円）

1 「ふれあい」の発行

発 行 年 月 日	号 数	発行部数	備 考
令和7年4月15日	ふれあい春季号 No. 170	6,100	* 奨学生家庭、同〇B家庭、評議員、役員、選考委員、関係中央官庁、国立国会図書館、全国警察機関、都道府県知事、教育委員会、各種協力団体、寄附者等に配布し、被害者等の心の交流を図るとともに、基金事業に対する理解と社会連帯共助の精神的基盤の確立を図ろうとするもの。
令和7年7月1日	ふれあい夏季号 No. 171	6,100	
令和7年10月1日	ふれあい秋季号 No. 172	6,100	
令和8年1月1日	ふれあい新年号 No. 173	6,100	
計	4 回	24,400	

2 「事務局ノート」の発行

発行年月日	号数	発行部数	備考
令和7年6月20日	No. 136	210	* 奨学生家庭、警察庁、都道府県警察本部犯罪被害給付事務担当課等に配布し、意思の疎通と事務処理の迅速・適正化を図ろうとするもの。
令和8年2月2日	No. 137	210	
計	2回	420	

3 ふれあい相談活動

奨学生や保護者からの意見、要望、悩みなどの生活相談に積極的に対応するとともに、近況報告等でいただいた意見、希望・要望等を基金事業の推進・改善等の参考とする。

第3 奨学生等調査事業 (378 千円)

申請に至っていない潜在奨学生を漏れなく把握するため、綿密な調査活動や関係機関との連携を充実強化するとともに、問題のある奨学生や申請事案について必要な現地調査・指導等を実施する。

第4 支援金支給事業 (5,000 千円)

犯罪被害者等であって、現に著しく困窮している重度障害者等で、社会連帯共助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められる者には「重度障害者等支援金」を、社会的養護を離れて自立する奨学生には「ケアリーバー支援金」を支給する支援事業を実施する。

第5 広報・啓発活動事業 (5,080 千円)

- 1 基金事業の概要、被害者等の声等を掲載した小冊子「明日の笑顔のために」及びポスターを作成し、警察関係機関、都道府県市区町村、被害者支援団体、関連団体等に配布し潜在奨学生の絶無を期するとともに基金事業に対する理解と犯罪被害者等に対する支援をお願いする。
- 2 全国被害者支援ネットワーク等と共同開催する「全国犯罪被害者支援フォーラム」の開催費用の一部を負担する。
- 3 犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）主催による「犯罪被害者週間全国大会」の協賛として大会経費の一部を負担する。

第6 助成事業 (4,000 千円)

犯罪被害者等や支援関係者の意見・要望を踏まえた支援の在り方など、今後の犯罪被害者等支援の向上に寄与すると認められる調査研究に助成を行う。